

# 入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する洛西浄化センター他から排出する下水汚泥の収集運搬業務に係る契約に関し、一般競争入札者に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の内容

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））  
＜流 31 洛西第 12-01 号の 113＞
- イ 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥収集運搬業務委託（燃え殻・煤塵）  
＜流 31 洛西第 12-01 号の 212＞
- ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））  
＜流 31 洛南第 12-01 号の 124＞
- エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥））  
＜流 31 洛南第 12-01 号の 129＞
- オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥））  
＜流 31 洛南第 12-01 号の 130＞
- カ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））  
＜流 31 宮津第 12-01 号の 113＞
- キ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））  
＜流 31 上流第 12-01 号の 2 の 14＞

### (2) 業務を行う期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで

### (3) 収集場所（積込場所）

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター 長岡京市勝竜寺樋ノ口地内

木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木地内

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター 宮津市字獅子地内

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター

相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木地内

### (4) 予定数量

別表のとおり

### (5) 業務の方法等

別添仕様書のとおり

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名

称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075)954-1877

ファクシミリ番号 (075)955-2224

(2) 入札説明書等の交付期間

令和元年7月18日(木)から令和元年8月1日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

### 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に、1の(1)のア及びウからキまでの業務にあつては汚泥、1の(1)のイの業務にあつては燃え殻が含まれているものに限る。)を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。
- (2) 京都府内に本店又は支店を有している者であること。
- (3) 地方公共団体又は地方公社(以下「公的機関」という。)が発注し直接契約した業務委託であつて、平成21年度以降に公的機関が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。
- (4) 仕様書に定める条件を満たしている荷台構造の車両を有していること。
- (5) 申請書を提出するときに府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (8) 申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事等に関係する債務を遅滞していない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (11) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

## 5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、資格審査を受けようとする業務を明らかにした申請書（別記様式1）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間  
令和元年7月31日(水)及び令和元年8月1日(木)
- (2) 提出場所  
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法  
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に持参して提出すること。
- (4) 添付資料  
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
  - ア 同種業務の受託実績調書（別記様式2）
    - ※ 4の(3)に掲げる実績があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。
  - イ 契約書等の写し
    - ※ アの同種業務の受託実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
  - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に、1の(1)のア及びウからキまでの業務にあつては汚泥、1の(1)のイの業務にあつては燃え殻が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し
  - エ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し

※ 使用予定車両一覧表（別記様式 9）に自動車検査証の写し等及び使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるもの（当該部分のわかる写真等）を添付すること。

オ 法人にあつては、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款（いずれも写し可）

※ 登記事項証明書は、発行後 3 箇月以内のもので、現在効力がある事項が記された全部事項証明書とする。

カ 府税納税証明書

※ 写し不可。

キ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

※ 消費税及び地方消費税の納税証明書の様式は、書式その 3（請求税目単位の証明）、書式その 3 の 2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その 3 の 3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）のいずれかとし、発行後 3 箇月以内のものとする。

ク 営業実績調書（別記参考様式）

直近 2 年の国又は地方公共団体の営業実績を優先して記載すること。  
（自社様式でも可）

ケ 取引使用印鑑届（別記様式 3）

コ 法人にあつては、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

サ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式 4）

シ 4 の（7）から（10）までに掲げる要件を満たすことを証する書類

※ 別記様式 5 の誓約書の提出でも可。

#### （5）資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

※ 申請書等は、1 の（1）に掲げる業務ごとに作成、提出すること。

なお、同時に複数の業務に申請しようとするときは、2 業務目以降の申請については、（4）のオからキ及びコに掲げる資料の提出を省略することができるので、申請書等提出時にその旨申し出ること。

#### （6）その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

### 6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府流域下水道における汚泥収集運搬業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

### 7 一般競争入札参加資格審査結果通知等

#### （1）結果通知

書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を令和元年 8 月 7 日（水）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、該当資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格審査結果の取消し

ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

イ 参加資格を有する者が、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者が契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ ア又はイにより参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 8 配布資料等に関する質問回答

(1) 質問については、質疑書（別記様式6）に要点を簡潔かつ明確に記載し、配布資料（申請書等、入札説明書をいう。以下同じ。）に関する質問については、令和元年7月23日(火)午後4時までに、設計図書（仕様書等をいう。以下同じ。）に関する質問については、令和元年8月9日(金)午後4時までにファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、配布資料に関する質問は、令和元年7月26日(金)までに、設計図書に関する質問は、令和元年8月19日(月)までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

## 9 入札執行の日時、場所

(1) 日時

ア 1の(1)のアの業務

令和元年8月21日(水) 午前10時

イ 1の(1)のイの業務

令和元年8月21日(水) 午前10時30分

ウ 1の(1)のウの業務

令和元年8月21日(水) 午前11時

エ 1の(1)のエの業務

令和元年8月21日(水) 午前11時30分

オ 1の(1)のオの業務

令和元年8月21日(水) 午前11時30分

カ 1の(1)のカの業務

令和元年8月21日(水) 午後1時15分

キ 1の(1)のキの業務

令和元年8月21日(水) 午後1時45分

(2) 場所；京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

## 10 入札方法

(1) 入札者は、9の(1)に示す日時に、(2)に示す場所へ入札書(別記様式7)を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状(別記様式8)を提出すること。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

(3) 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れる。

(4) 「入札書」と朱書きした入札用封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

(5) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(6) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

(7) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価重量当たりの収集運搬費を設定することを条件とする。

(8) 落札の決定は、(7)による単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

(9) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札回数は、2回までとする。

(11) 再度入札を行う場合は、次による。

ア 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格のみを発

表するものとする。

イ 次に該当する者は、再度入札することはできない。

(ア)無効の入札をした者

(イ)当初の入札に出席していない者

ウ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

エ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

## 11 落札者の決定方法

(1) 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 1の(1)のエ及びオの業務については、各業務の入札額を合算した合計額で入札する方式（合冊入札）とし、落札の決定は、合計入札金額の総額の比較によって行うが、契約については、業務毎にそれぞれ契約することとする。

(3) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 12 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

### 13 契約書の作成

要する。

### 14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金については、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。
  - イ 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。
- (4) 令和 2 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。



(別表)

業務区分	収集場所 (積込場所)	運搬先 (予定)	産業廃棄物の種類	予定数量	業務期間 (契約予定期間)
			処分方法		
ア	長岡京市勝竜寺樋ノ口 桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (脱水)	300 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(焼却)		
イ	長岡京市勝竜寺樋ノ口 桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター	船井郡京丹波町猪鼻 (株)京都環境保全 公社	燃え殻 (煤塵)	200 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(埋立)		
ウ	八幡市八幡焼木 木津川流域下水道 洛南浄化センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (脱水)	800 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(焼却)		
エ	八幡市八幡焼木 木津川流域下水道 洛南浄化センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (乾燥)	300 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(炭化)		
オ	八幡市八幡焼木 木津川流域下水道 洛南浄化センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (乾燥)	2,400 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(焼却)		
カ	宮津市宇獅子 宮津湾流域下水道 宮津湾浄化センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (脱水)	1,300 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(焼却)		
キ	相楽郡精華町下狛椋ノ木 木津川上流流域下水道 木津川上流浄化 センター	京都市伏見区横大路 (株)京都環境保全 公社	汚泥 (脱水)	1,400 t	R1. 10. 1～. R2. 9. 30
			(焼却)		